

平成 22 年 3 月 3 日

競争入札参加有資格者 各位

財 務 部 契 約 課

競争入札案件における手持工事件数の制限に関する基準について

このことについて、下記のとおり基準を定める。

記

1 手持工事期間の捕捉基準

契約締結日から工期末日（工期変更を含む。）までとする。ただし、工期末日までにしゅん工した場合は、しゅん工検査日までとする。

2 手持工事件数の捕捉基準日

（１）解除条件付一般競争入札

開札日現在とする。

（２）解除条件付指名競争入札

指名通知日現在とする。

3 手持工事件数の制限

手持工事件数の上限は、次表のとおりとし、土木工事、建築工事、電気工事、管工事及び造園工事（以下「土木工事等」という。）の各工事種ごとに適用する。ただし、その他工事（土木工事等以外の工事）に係る手持工事件数の上限は、市内業者にあつては 2 件、準市内業者及び市外業者にあつては 1 件を原則とする。

なお、建設工事共同企業体の構成員として受注した工事も 1 件として取り扱う。

工事の種類 区分	解除条件付一般競争入札 に付す工事	解除条件付指名競争入札 に付す工事
市内業者	5 件	2 件
準市内業者	3 件	1 件
市外業者	1 件	1 件

「土木工事」とは、道路舗装工事、橋りょう工事、河川工事、水道施設工事、下水道施設工事及び一般土木工事をいう。

「管工事」とは、給排水衛生工事及び空調工事をいう。

4 適用日

平成 22 年 4 月 1 日から適用する。